

空港脱炭素化推進のための計画策定ガイドライン(初版)について

令和4年6月22日
航空局

ガイドラインの目的及び位置付け

- 空港脱炭素化推進のための計画（以下「推進計画」という。）の作成に当たって、**空港施設・空港車両等からのCO2排出量を削減する方策及び空港の再生可能エネルギー拠点化に向けた方策等についての検討を適切かつ迅速に行うための一助となること**が目的。
- 推進計画における記載項目・内容等を示すとともに、**各項目について検討を行う際の考え方等を解説**。
- 推進計画の作成に当たり適宜活用できるよう「**空港脱炭素化推進のための計画の記載例**」、「**取組・検討事例集**」を提示。
- 空港環境計画を策定している空港は、目標および記載内容について整合を図る。

空港脱炭素化推進のための計画について

推進計画の対象空港及び策定主体

- 推進計画は、**全ての空港で策定されることが望ましい**（空港毎に作成）。
- **全ての空港関係事業者は、自らが排出する温室効果ガスを削減するための取組を主体的に検討し、空港管理者（共用空港においては国土交通大臣）は、各空港関係事業者の取組をとりまとめる**。
- コンセッション空港では、**運営権者も主体となって大きな役割を果たす必要**があり、空港管理者は、運営権者の協力を得て推進計画策定を検討する。

空港脱炭素化推進のための計画の概要

- 温室効果ガスの排出状況を把握し、当該空港の**地域における位置付け、空港の規模・地理的特性及び管理・運営状況等を踏ま**えつつ、適切な目標やこれを達成するための取組を検討する。
- 脱炭素化の取組は様々な内容が想定されるとともに、各取組の実施主体は非常に多岐に亘ると考えられるため、**関係者からなる協議会を設置するなど、関係者の意見を十分に反映しつつ作成するとともに、計画的かつ着実に実施される体制を構築することが望ましい**。
- 推進計画は、取組の全体像をとりまとめたものであり、**策定後には、各取組の実施に向けて速やかに安全面の検証や技術的な検討等の詳細検討を行う必要がある**。

推進計画に記載する事項

項目	記載内容
空港の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> • 地理的特性等 • 空港の利用状況 • 空港施設等の状況 • 関連する地域計画での位置付け
基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> • 空港脱炭素化推進に向けた方針 • 温室効果ガス排出量 • 目標年次及び目標 • 空港脱炭素化を推進する区域 • 検討・実施体制及び進捗管理の方法
取組内容、実施時期及び実施主体	<ul style="list-style-type: none"> • 空港施設に係る取組（空港建築施設の省エネ化、航空灯火のLED化） • 空港車両に係る取組（空港車両のEV・FCV化等） • 再エネ等の導入促進に係る取組（太陽光、蓄電池・水素等） • 航空機に係る取組（駐機中、地上走行中等） • 横断的な取組（エネルギーマネジメント、地域連携・レジリエンス強化） • その他の取組（空港アクセス、吸収源対策、クレジット活用等）
ロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> • 取組内容、実施時期の概要を時系列で整理

空港脱炭素化推進のための計画における記載事項について

空港の特徴等

地理的特性等	<ul style="list-style-type: none"> 空港の立地状況及び気象・海象状況等、空港及びその周辺の地理的特性等を記載。再エネ導入の前提条件となる情報や、周辺未利用地を活用する場合は、土地利用の状況及び各種区域の指定等も記載。
空港の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 年間の旅客数、発着回数、貨物取扱状況等の空港の利用状況を記載。
空港施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路・誘導路等基本施設の状況、空港施設（旅客ターミナルビル、貨物上屋、庁舎等）の規模、空港車両の台数、空港の運用状況等を記載（既に空港脱炭素化に係る取組を実施している場合、その内容等も記載）。
関連する地域計画での位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 空港所在地や周辺の地公体が策定する総合計画及び地域防災計画等での空港の位置付け、地域での脱炭素化に係る取組を記載。温対法に基づく地方公共団体実行計画を策定されている場合、それに適合させることが必要。

基本的な事項

空港脱炭素化推進に向けた方針	<ul style="list-style-type: none"> 目標の達成に必要となる取組として、空港施設・空港車両等からのCO2排出削減に係る取組や再エネ導入を中心に、空港脱炭素化推進に向けた取組の概要及び考え方を記載。
温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者へのヒアリング等により、温室効果ガス排出量を算出。2013年度及び現状（最新の情報が得られる時点）の実績を算出することが基本。
目標年次及び目標	<ul style="list-style-type: none"> 大規模空港等のCO2排出量の多い空港は、空港脱炭素化の全体目標を踏まえつつ、可能な限り高い目標設定を行う。なお、海外との玄関口である空港の脱炭素化の取組は、国際競争力等の観点からも重要であることを考慮。 再エネ等導入ポテンシャルの大きな空港は、地域の特性を踏まえつつ、2030年度までにカーボンニュートラルの達成及びクレジットの創出を視野に入れた目標設定を行う。
検討・実施体制及び進捗管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 各空港におけるCO2排出に係る事業者が主体的に関わり、関係者間で合意形成を図ることが重要。推進計画の策定及び実施に向けては、空港管理者が中心となり、空港関係事業者等が参加する協議会を設置することが想定。 各取組の実施主体が責任を持って取り組み、取組状況を空港管理者に報告、空港管理者は進捗管理を行う。

取組内容、実施時期及び実施主体

- 空港脱炭素化に向けた取組毎に、取組内容、実施時期及び実施主体を記載。なお、取組により想定される温室効果ガス排出削減量を記載。
- **空港施設に係る取組、空港車両に係る取組、太陽光発電、その他再エネの導入、横断的な取組を中心に検討**。空港の特徴等に応じて、航空機に係る取組、空港アクセスに係る排出削減等も積極的に検討。空港車両に係る取組や太陽光発電等の再エネの導入に係る取組、エネマネの取組等について、**他の空港と連携して取組を実施することも可能**。
- 今後の技術開発等によって導入が見込まれる取組についても、最新の情報等を基に一定の想定を行うこと等により検討を行い、推進計画に記載。

航空法等の一部改正を踏まえたガイドラインの改定について

今後作成される航空脱炭素化推進基本方針を踏まえた計画とするとともに、航空法・国有財産法の特例を受ける場合の手続き等について記載するよう調整

- 航空法の特例：空港管理者が空港施設等の重要な変更を行う際、施設変更に係る国土交通大臣の許可が必要となるが、空港脱炭素化推進計画が国土交通大臣の認定を受けた場合は、地上走行中の航空機のCO2排出削減のために誘導路を新設する等の施設の変更を行うにあたり必要となる許可を受けたものとみなされる。
- 国有財産法の特例：認定を受けた空港脱炭素化推進計画において、空港脱炭素化推進事業の実施主体が空港内や空港周辺に太陽光発電設備等を設置する場合は、行政財産（土地・建物等）を借用（30年以内）して事業を実施することができる。

航空法の特例に関する計画記載事項案

- 施設変更許可申請に必要な記載事項を推進計画の記載内容に追加
- 必要な記載事項
 - 氏名及び住所
 - 空港等・航空灯火の名称及び位置
 - 変更しようとする事項（新旧対照を示す書類及び図面を添付すること）
 - 変更に要する費用
 - 工事の着手及び完成の予定期日
 - 管理の計画に変更があるときは、変更後の管理の計画
 - 変更を必要とする理由
- 添付書類及び図面
 - 変更に要する費用、土地及び物件の調達方法を記載した書類
 - 工事設計図書 等

国有財産法の特例による契約内容案

- 空港脱炭素化推進事業の実施主体と国とは、行政財産に関する貸付契約等を締結
- 主な契約内容
 - 貸付物件（所在地、数量）
 - 指定用途等
 - 貸付期間（30年以内）
 - 契約更新等
 - 貸付料
 - 使用上の制限
 - 物件保全義務
 - 契約の解除
 - 原状回復等